
**野津原地区の『騒音に係る環境基準の指定』と
『騒音及び振動の規制地域の見直し』(案)
についての市民意見公募**

大分市 環境部 環境対策課

野津原地区の『騒音に係る環境基準の指定』と『騒音及び振動の規制地域の見直し』(案)について

目次

第1章 はじめに	1
第2章 概要	
1 騒音及び振動の規制について	2
2 騒音に関する環境基準について	2
3 騒音規制法、振動規制法、大分市騒音防止条例の規制について	
(1) 騒音規制法	2
(2) 振動規制法	3
(3) 大分市騒音防止条例	4
4 市域の騒音と振動の規制の現況と課題について	4
(1) 騒音に係る環境基準	4
(2) 騒音規制法及び大分市騒音防止条例	4
(3) 振動規制法	4
(4) 規制地域の指定の現況	5
5 野津原地区の見直しの方針について	6
6 見直し後の効果について	8
第3章 騒音に係る環境基準の指定(案)について	
1 騒音に係る環境基準の類型を指定する地域と類型	9
2 騒音に係る環境基準の類型	10
第4章 騒音及び振動の規制の見直し(案)について	
1 騒音規制法及び大分市騒音防止条例の規制地域及び規制基準	
(1)特定工場及び特定建設作業の規制地域	11
(2)自動車騒音の測定に基づく要請等	15
2 振動規制法の規制地域及び規制基準	
(1)特定工場、特定建設作業、道路交通振動の規制地域	17
(2)特定工場、特定建設作業、道路交通振動の規制基準	18
第5章 今後の予定について	20
第6章 参考資料	
1 これまでの経緯	21
2 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例の特定施設	22
3 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例の特定建設作業	25
4 騒音の目安	26
5 振動の目安	26

第1章 はじめに

私たちの生活には、工場や事業場の騒音、建設作業騒音、深夜営業などの騒音、家庭生活から発生する騒音、自動車や鉄道などの交通騒音、商業宣伝の拡声器騒音など様々な種類の騒音が存在しています。

そのため、環境基本法では、「環境上の条件として人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として「騒音に係る環境基準」が定められています。この環境基準を維持、達成するために、工場等の騒音については、騒音規制法による規制が行われています。

騒音規制法や振動規制法では、規制を行う必要があると認められる地域について、市長が法に基づき環境基準と規制地域を指定し、基準を設定することとされています。また、大分市騒音防止条例においても、市長が規制地域を指定し、基準を設定することとされています。

今日、野津原地区では、騒音の環境基準が指定されておらず、騒音や振動の規制地域と規制基準が一部を除き設定されていない状況にあり、このことはその他市域と比較すると均衡を欠く規制の状況になっています。

この背景は、平成17年の市町合併時に県の規制をそのまま引き継いだことにあります。その後平成24年に県から騒音環境基準の指定に係る権限移譲を受けたこと、また国の「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し(おおむね10年ごと)の処理基準※」を踏まえて、今般、野津原地区の全域について、新たに環境基準を定め、騒音規制法と振動規制法の規制地域の指定を行うことで、野津原地区に居住する市民の生活環境を保全することが適切であると判断しました。

この見直しにより野津原地区で施工される道路工事等を原因とする騒音や振動が規制され、苦情の発生が未然に防止されることとなり、開発計画などの事業者に環境保全目標を遵守させる効果が期待されます。

※：騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について

(平成13年1月15日付け環大企3号通知)

第2章 概要

1 騒音及び振動の規制について

騒音、振動は、人の感覚により個人差のある感覚公害の一つであり、典型7公害の一つとして、1967（昭和42）年の（旧）公害対策基本法制定時に取り上げられました。騒音や振動問題は、公害のうちでもとりわけわれわれの生活に身近なものであり、その影響は大気や水質とは違い、発生源の周辺地域に限られるという特徴があります。そのため、法律では、まず、発生源からの騒音や振動から住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を指定し、次に指定地域に対して適切な規制基準を設定することで住民の生活を保全する仕組みとなっています。

2 騒音に関する環境基準について

環境基準は、環境基本法第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。

騒音に関する環境基準は、「騒音に係る環境基準」、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の3つが定められており、大分市には、「騒音に係る環境基準」が適用されています。「騒音に係る環境基準」は、一般地域と道路に面する地域に区分されており、市長がそれぞれの地域について、用途地域などを考慮して環境基準の類型を当てはめ、地域を指定しています。

なお、振動に係る環境基準の定めはありません。

3 騒音規制法、振動規制法、大分市騒音防止条例の規制について

(1) 騒音規制法

騒音規制法は、工場及び事業場（以下「特定工場等」という。）における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、市民の生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。主な規制は、以下のとおりです。

①特定工場等の規制

機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場や事業場が規制対象となり、規制地域内の特定工場等は、時間及び区域の区分ごとに定められた騒音の規制基準を遵守しなければなりません。

②特定建設作業の規制

建設工事として行われる建設作業のうち、くい打機やバックホウなど、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業（特定建設作業）を規制対象としており、施工者は規制地域内では、規制基準はもとより、作業時間帯、日数、曜日等の基準も遵守しなければなりません。

③自動車騒音に係る要請

指定地域内において、測定の結果、自動車騒音が環境省令で定める限度値を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市長は県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請します。

（2）振動規制法の規制について

振動規制法は、特定工場等における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る許容限度を定めること等により、市民の生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。主な規制は、以下のとおりです。

①特定工場等の規制

機械プレスや圧縮機など、著しい振動を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場や事業場が規制の対象となり、規制地域内の特定工場等は、時間及び区域の区分ごとの規制基準を遵守しなければなりません。

②特定建設作業への規制

建設工事として行われる建設作業のうち、くい打機やさく岩機など、著しい振動を発生する作業であって政令で定める作業（特定建設作業）を規制対象としており、施工者は規制地域では、規制基準はもとより、作業時間帯、日数、曜日等の基準も遵守しなければなりません。

③道路交通振動に係る要請

指定地域内において、測定の結果、道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、市長は道路管理者に当該道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請します。

(3) 大分市騒音防止条例

大分市騒音防止条例は、工場や事業場における事業活動に伴って発生する騒音、建設工事として行われる作業に伴って発生する騒音について、必要な規制を行い、また、拡声機を使用する放送に係る騒音、飲食店営業等に係る夜間の騒音について必要な規制を行うことにより、騒音の防止対策を推進し、市民の生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的としています。

規制地域及び規制基準は、騒音規制法と同一となります。

4 市域の騒音と振動の規制の現況と課題について

(1) 騒音に係る環境基準

野津原地区では、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域が未指定であり、その他の市域では、全て環境基準の地域が指定されています。

このように野津原地区には、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準が適用されていないことから、市域内で規制の不均衡が生じています。

(2) 騒音規制法及び大分市騒音防止条例

野津原地区の大字野津原及び大字廻栖野の一部については、既に規制地域が指定されていますが、その他の地域については、未指定となっています。野津原地区を除く市域では、全て規制地域が指定されています。

このように野津原地区は、一部の地域を除き、騒音規制が適用されていないことから、市域内で規制の不均衡が生じています。

(3) 振動規制法

野津原地区は、規制地域が未指定であり、野津原地区を除く市域は、全て規制地域が指定されています。

野津原地区には、振動規制が適用されていないことから市域内で規制の不均衡が生じています。

(4) 規制地域の指定の現況

市域の規制地域等の指定の現況は、表1及び図1、図2、図3のとおりです。

表1 規制地域の指定の現況一覧

	旧大分市	佐賀関地区	野津原地区
(環境基本法) 騒音に係る環境基準	全域を指定済	全域を指定済	指定なし
騒音規制法 大分市騒音防止条例	全域を指定済	全域を指定済	大字野津原・ 大字廻栖野の一部を指定済 その他は指定なし
振動規制法	全域を指定済*	全域を指定済	指定なし

*:臨海部の工業専用地域を除く

図1 現行の騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図

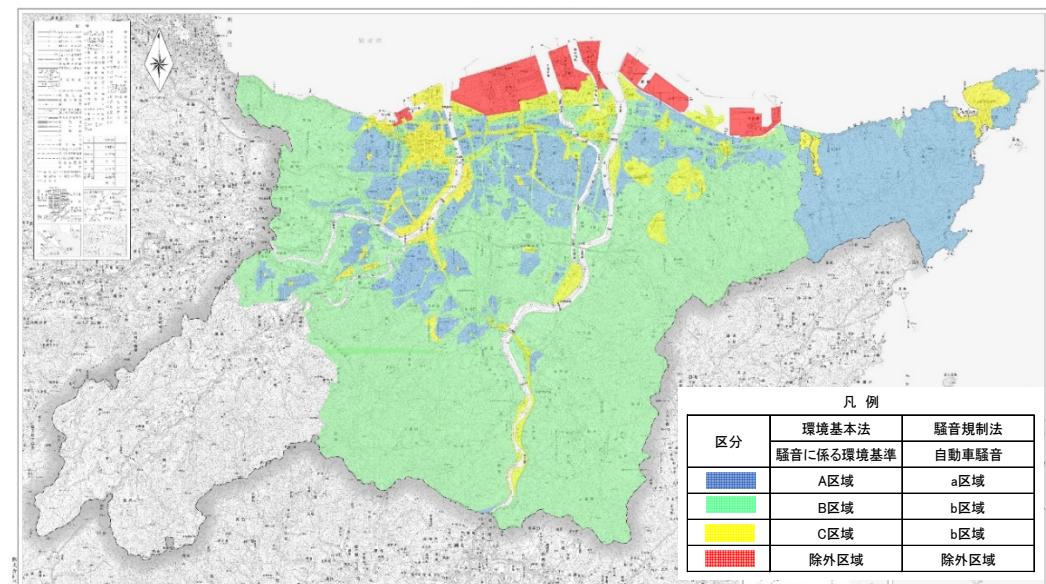


図2 現行の騒音規制法及び大分市騒音防止条例の指定地域図

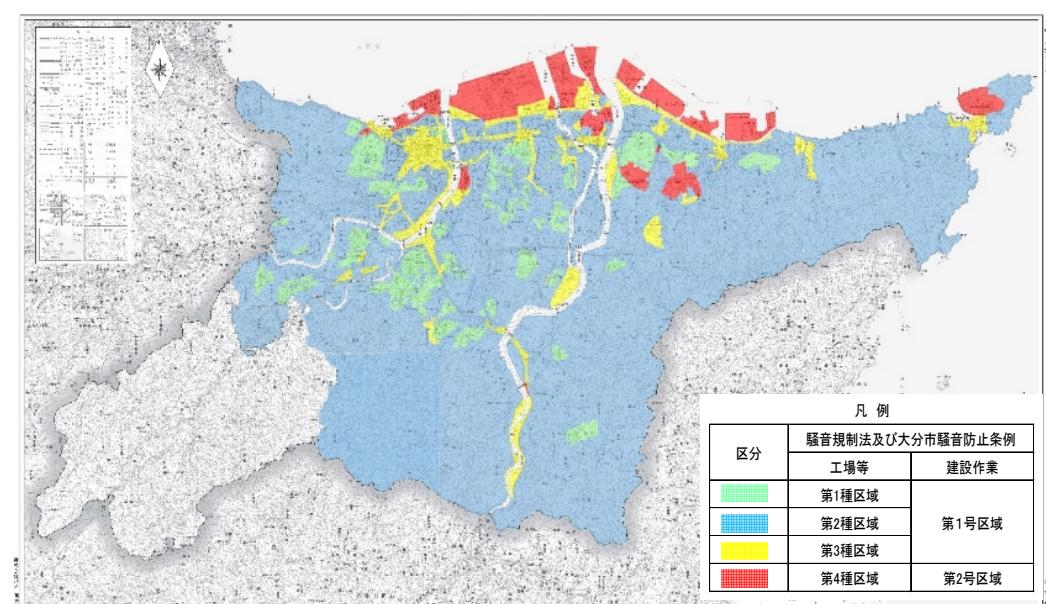
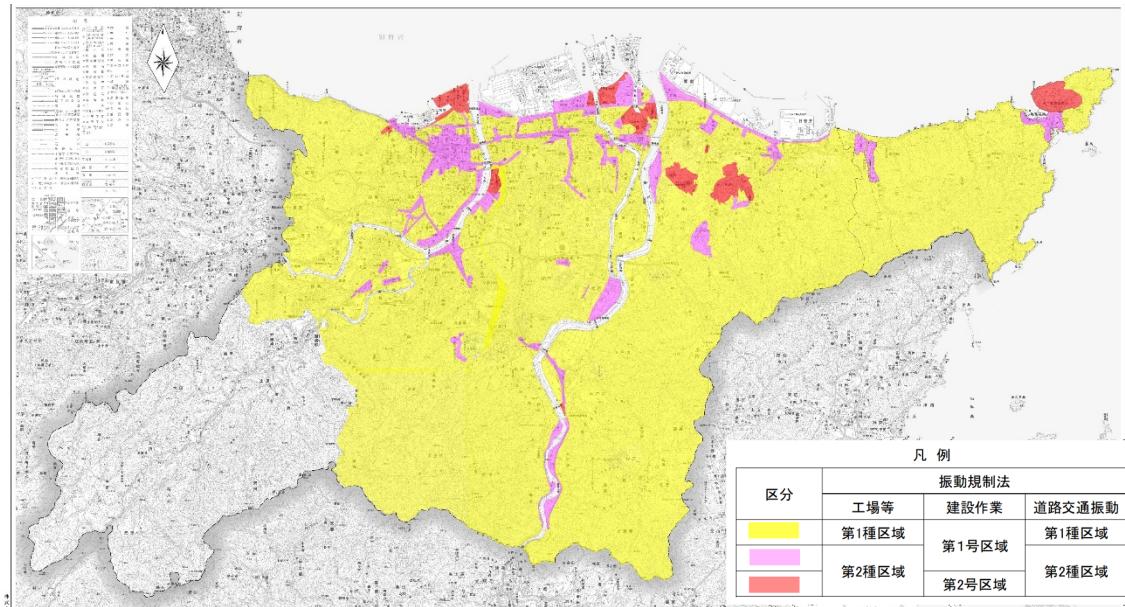


図3 現行の振動規制法の指定地域図



5 野津原地区の見直しの方針について

市域全体の均衡を確保するとともに野津原地区に居住する市民の生活環境の保全を図るために、野津原地区の全域について、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域とし、騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例の規制地域に見直すこととします。

見直しの案は表2及び次図4、図5、図6のとおりです。

表2 規制地域の指定及び類型・区域の区分見直し(案)

	旧大分市		佐賀関地区		野津原地区(案)	
	指定地域	類型・区域の区分	指定地域	類型・区域の区分	指定地域	類型・区域の区分
(環境基本法) 騒音に係る環境基準	全域を指定済	A～C類型 除外区域	全域を指定済	A～C類型	全域	B類型
騒音規制法 大分市騒音防止条例	全域を指定済	第1～4種区域	全域を指定済	第2～4種区域	全域	第2種区域
振動規制法	全域を指定済*	第1～2種区域	全域を指定済	第1～2種区域	全域	第1種区域

図4 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図の見直し(案)

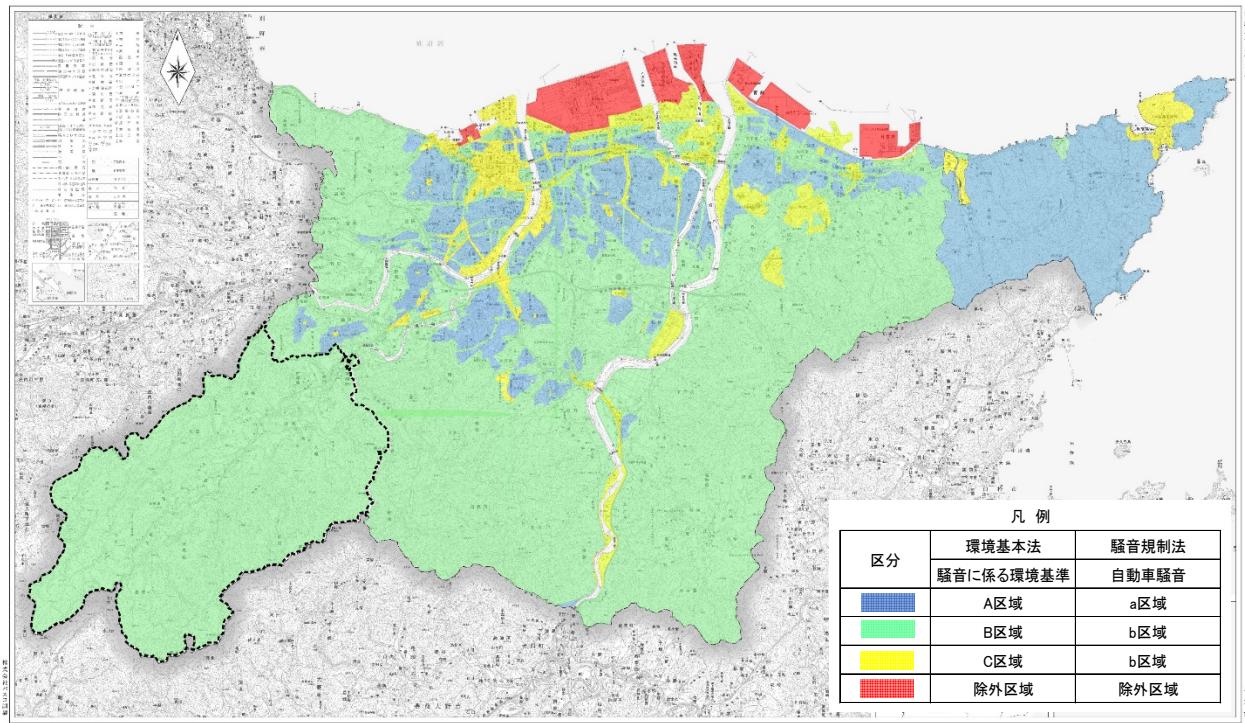
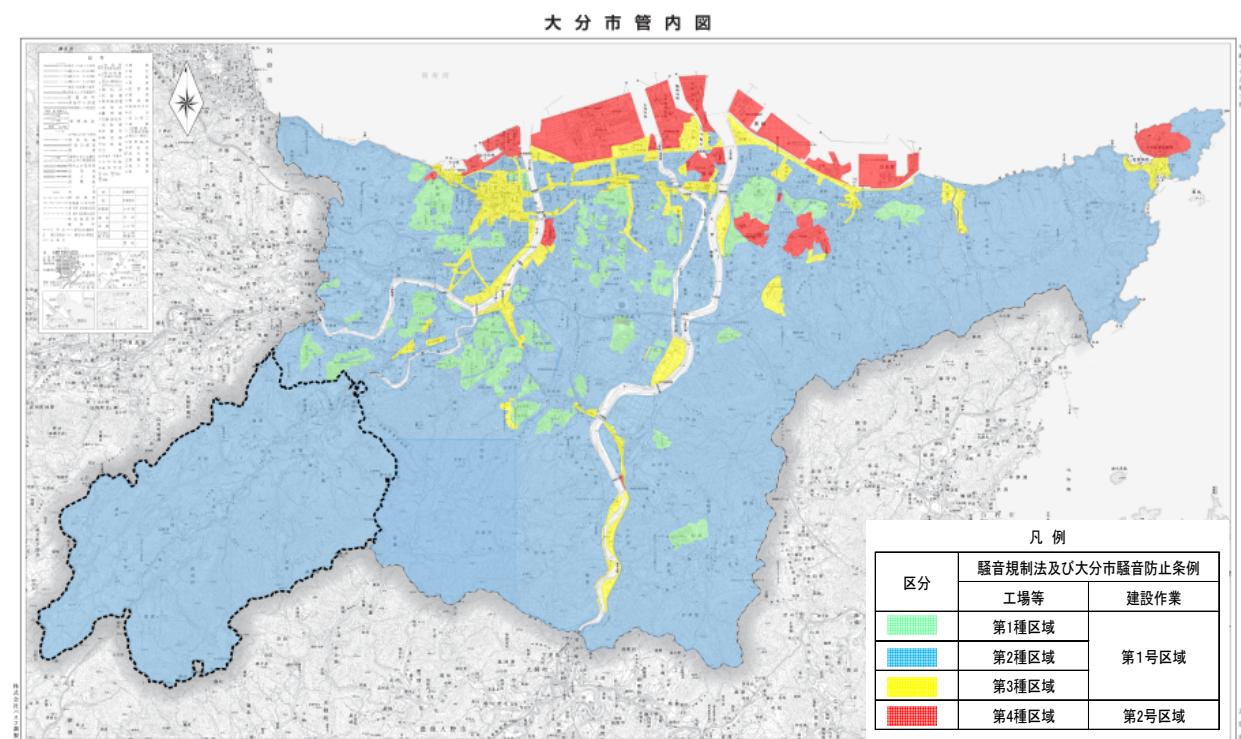
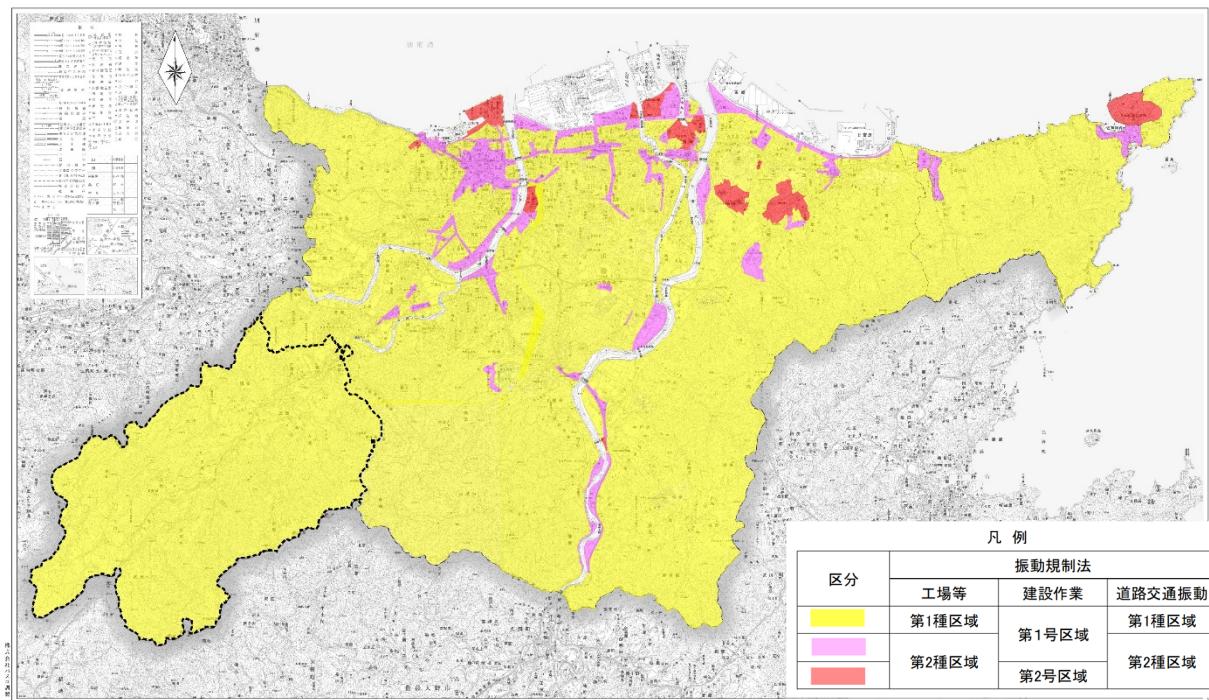


図5 現行の騒音規制法及び大分市騒音防止条例の指定地域図の見直し(案)



6 現行の振動規制法の指定地域図の見直し(案)



6 見直し後の効果について

法や条例の規制基準を定めることで、野津原地区の全域において、特定工場等や道路工事等を原因とする騒音や振動を規制することが可能となり、騒音・振動苦情の発生を未然に防止したり、苦情の円滑な解決につながることが期待されます。また、野津原地区において新たに開発を計画する事業者に環境の保全目標や遵守しなければならない規制基準を明示し、規制を遵守させることができます。

これにより、その他の地区と同様に野津原地区に居住する市民の生活環境の保全を図ることができます。

第3章 騒音に係る環境基準の指定（案）について

1 騒音に係る環境基準の類型を指定する地域と類型

類型を当てはめる地域は、図8のとおり、野津原地区全体とします。

図7 現行

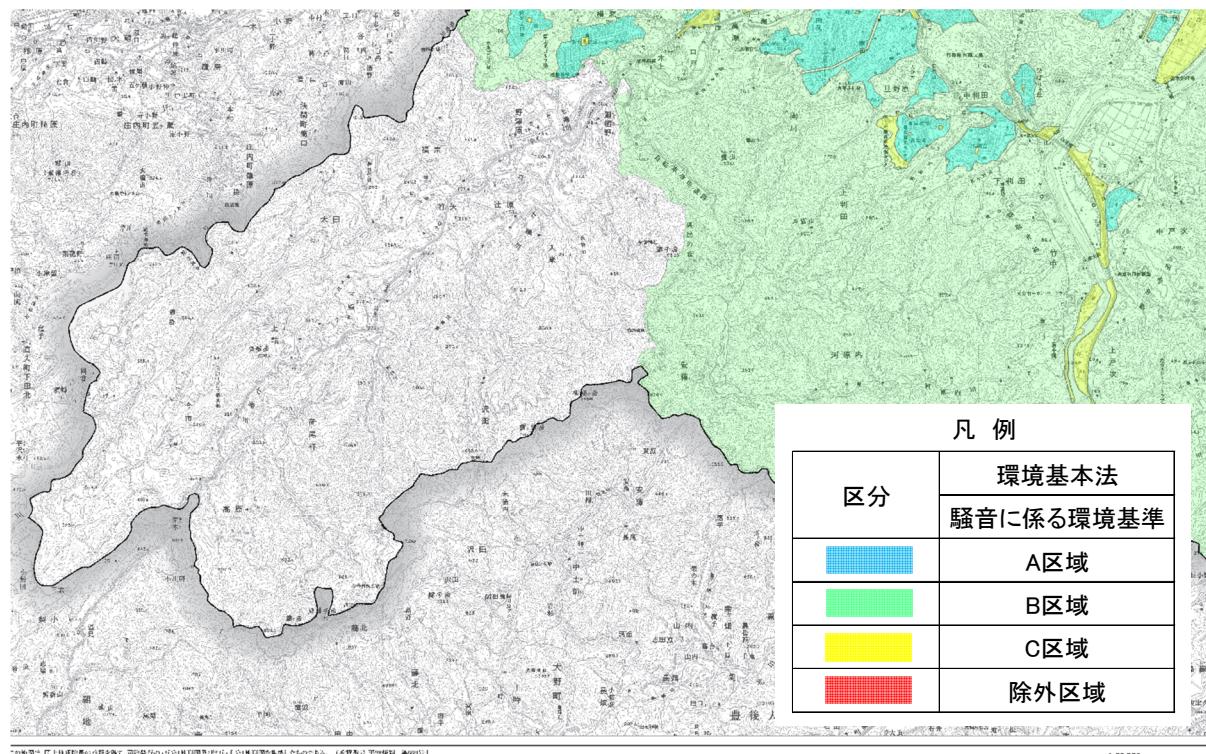
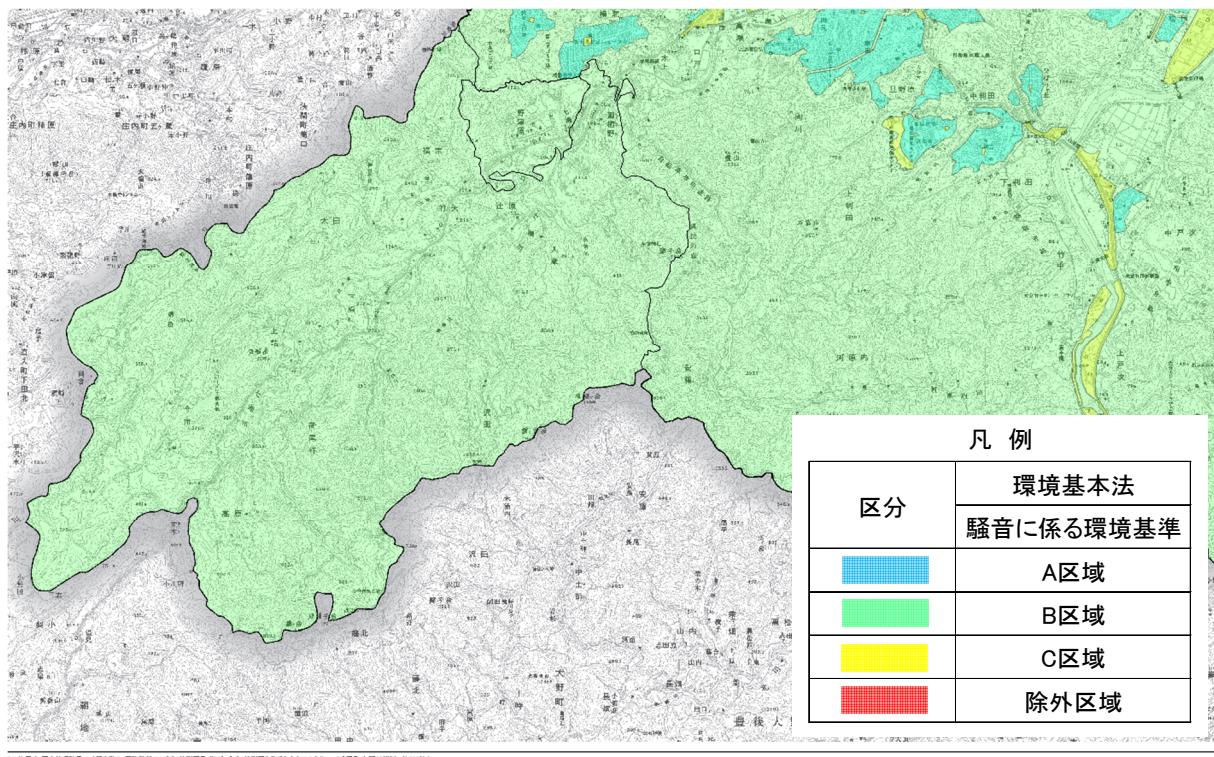


図8 見直し(案)



2 騒音に係る環境基準の類型

土地利用形態やその他地区の類型を考慮して、B類型(主として住居のように供する地域)とします。参考として、表3、表4、表5に類型及び基準値を掲載します。

表3 一般地域

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表4 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 值	
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表4にかかわらず、特例として表5の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5 幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値		
	昼 間	夜 間
70デシベル以下 午前6時から午後10時まで		65デシベル以下 午後10時から翌日の午前6時まで

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が宮まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

第4章 騒音及び振動の規制の見直し（案）について

1 騒音規制法及び大分市騒音防止条例の規制地域及び規制基準

(1) 特定工場等及び特定建設作業の規制

① 規制地域

規制地域は、現行の大字野津原と大字廻栖野の一部の地域から図10のとおり野津原地区全体へと変更します。

図9 現行

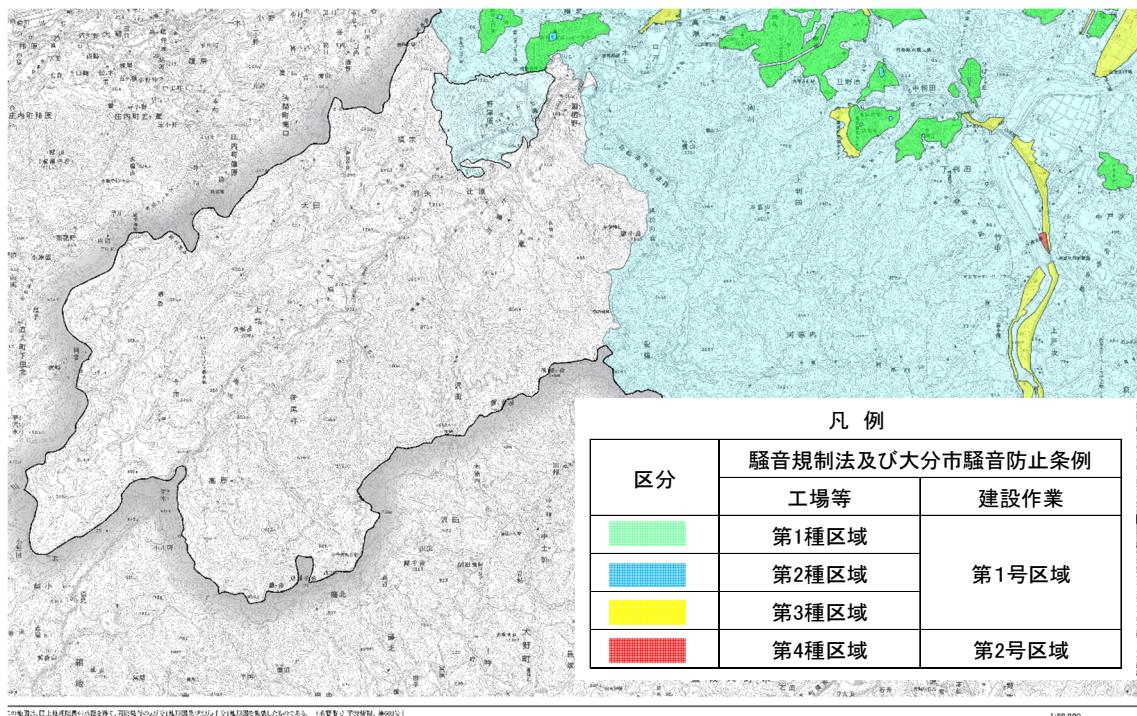
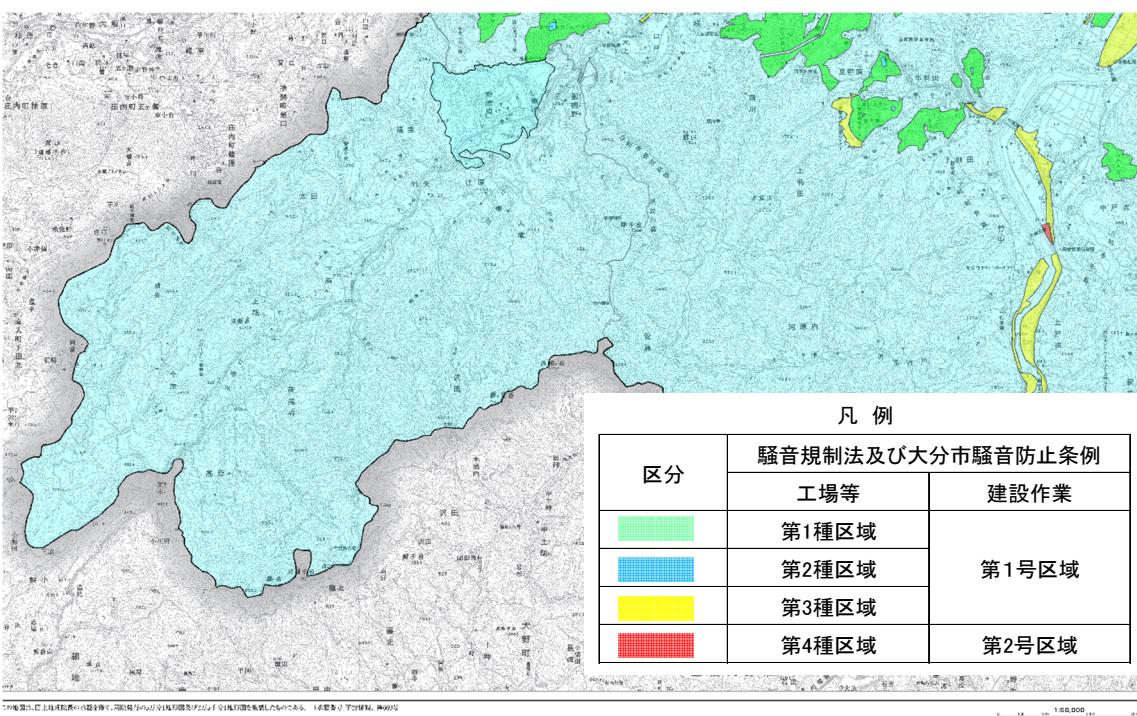


図10 見直し（案）



② 規制基準

土地利用形態や野津原の一部の区域を考慮して、特定工場等に関する規制基準は、第2種区域(住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)、特定建設作業に関する規制基準は、第1号区域（騒音規制法及び大分市騒音防止条例の第1種区域、第2種区域、第3種区域）とします。

また、大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準、夜間営業等の騒音の制限、拡声機の仕様の制限については、第2種区域とします。

参考として、表6、表7、表8、表9、表10に区域の区分及び規制基準値を掲載します。

表6 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

(注) 第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表7 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	騒音規制法 大分市騒音防止条例
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	85デシベル以下
	2号	
作業時間	1号	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
作業時間	1号	1日あたり10時間を超えないこと
	2号	1日あたり14時間を超えないこと
作業の期間	1号	連続して6日を超えないこと
	2号	
作業日	1号	日曜日その他の休日でないこと
	2号	

(注) 第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの）

表8 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 区域	昼間	夜間
第1種区域		
第2種区域	午前7時から午後7時まで 70デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで 55デシベル以下
第3種区域		
第4種区域	午前6時から午後9時まで 75デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで 60デシベル以下

表9 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区 域	音 量
第1種区域	40デシベル
第2種区域	45デシベル
第3種区域	50デシベル
第4種区域	55デシベル

(注) 飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。対象となる営業

- 1 食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業
- 2 食品衛生法施行令第35条第2号に規定する喫茶店営業
- 3 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前2号の規定に該当するものを除く。)

表10 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用的制限

区 域	音量
第1種区域	55デシベル
第2種区域	65デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点)において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

(2) 自動車騒音について測定に基づく要請等

① 規制地域

規制地域は、現行の大字野津原と大字廻栖野の一部から図12のとおり野津原地区全体へと変更します。

図11 現行

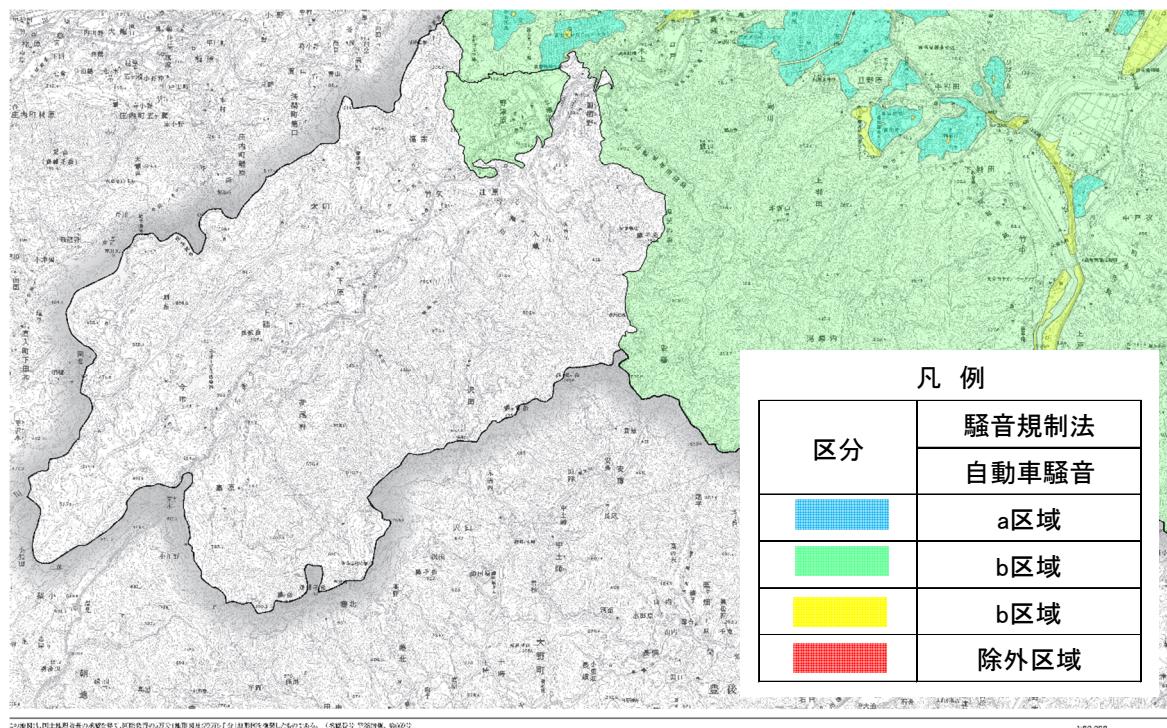
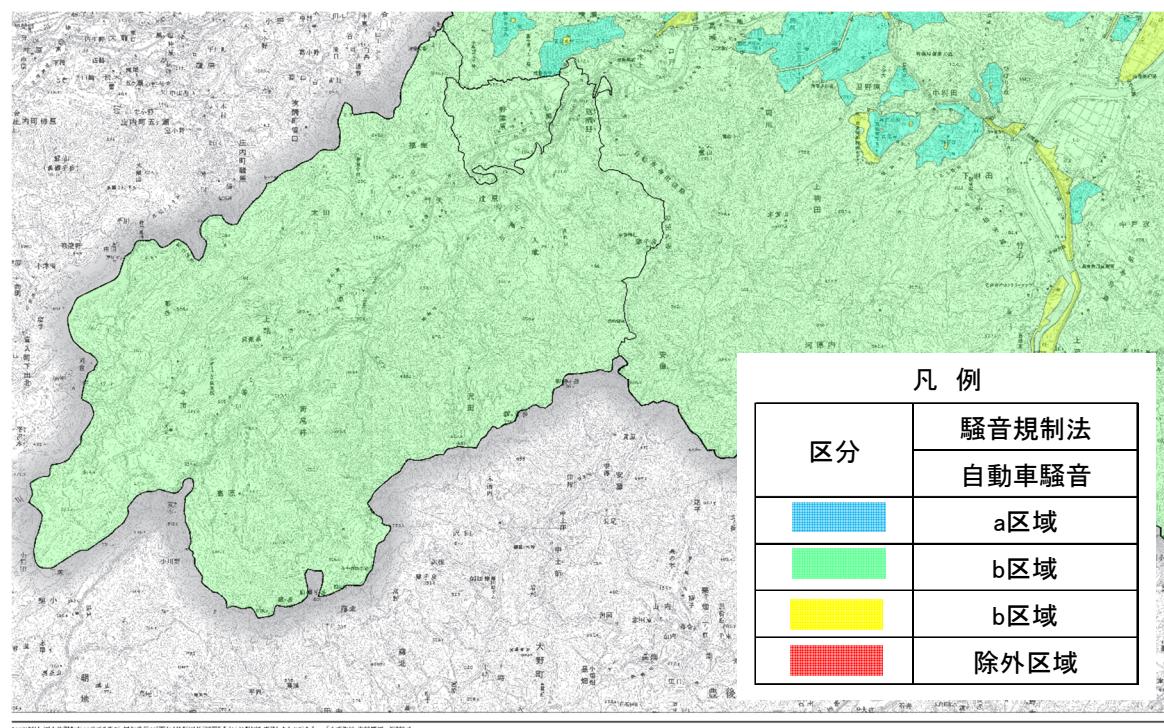


図12 見直し（案）



② 自動車騒音の要請限度

土地利用形態やその他地区等の区域を考慮して、規制区域は、b区域(主として住居の用に供される区域)とします。参考として、表11に区域の区分及び要請限度値を掲載します。

表11 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル	1 a区域 専ら住居の用に供される区域 2 b区域 主として住居の用に供される区域
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル	3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域		75デシベル	70デシベル	

1 幹線交通を担う道路 道路法第3条 に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項 に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号 に規定する自動車専用道路をいう。
 2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

2 振動規制法の規制地域及び規制基準

(1) 特定工場等、特定建設作業、道路交通振動の規制地域

規制地域は、現行の未指定から図14のとおり野津原地区全体とします。

図13 現行

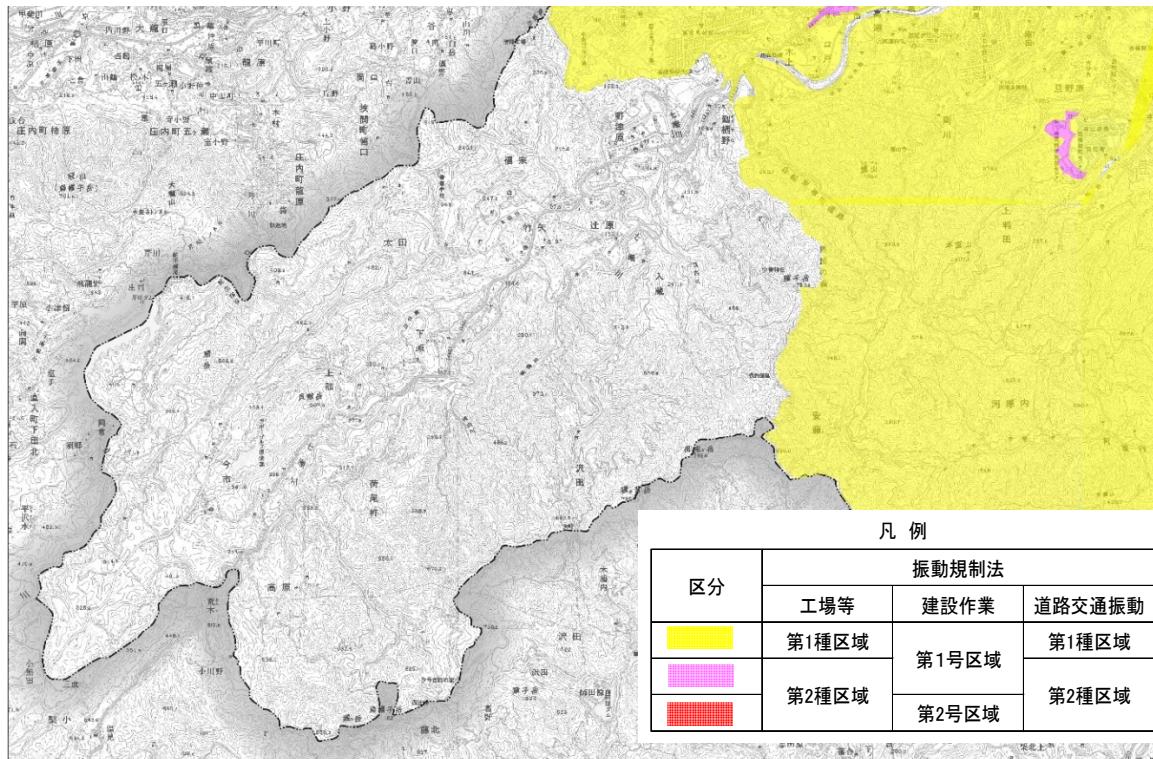
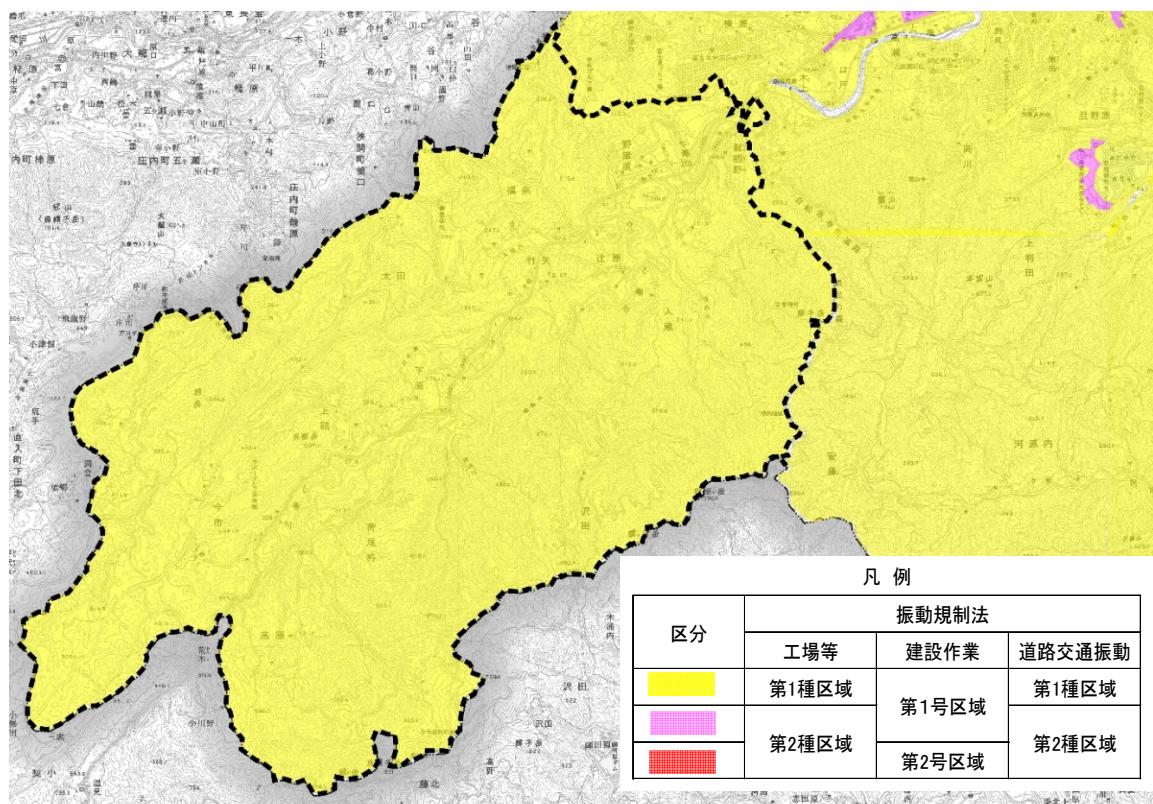


図14 見直し（案）



(2) 特定工場等、特定建設作業の規制基準及び道路交通振動の要請限度

土地利用形態やその他地区の区域を考慮して、特定工場等に関する規制基準は、第1種区域(騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域)、特定建設作業に関する規制基準は、第1号区域(騒音規制法及び大分市騒音防止条例の第1種区域、第2種区域、第3種区域)とします。また、道路交通振動の要請限度については、第1種区域とします。

参考として、表12、表13、表14に区域の区分及び規制基準等を掲載します。

表12 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

区域の区分 時間の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域

第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

表13 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	75デシベル以下
	2号	
作業時間	1号	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
作業時間	1号	1日あたり10時間を超えないこと
	2号	1日あたり14時間を超えないこと
作業の期間	1号	連続して6日を超えないこと
	2号	
作業日	1号	日曜日その他の休日でないこと
	2号	

(注) 第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域(振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの)

表14 道路交通振動の要請限度

区域の区分 時間の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、
静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全
するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、
その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

第5章 今後の予定について

令和4年8月に第1回大分市環境審議会を開催し、「野津原地区の騒音に係る環境基準の指定」等の案について諮問し、その後、8月12日から9月12日の間、市民意見公募を行い、その結果をとりまとめて10月の第2回大分市環境審議会で審議をいただく予定です。

答申が得られた後は、告示、周知期間を経て、令和5年4月からの施行を目指します。

なお、新たに指定される規制地域内に既に存する特定工場等の方や条例の騒音規制については、施工の日から一年間は適用が猶予される予定です。また、野津原地区内に既に存する特定工場等の振動規制についても、施工の日から一年間は適用が猶予される予定です。

令和4年度								令和5年度
8月 環境審議会 諮問 市民意見公募	9月	10月 環境審議会	11月	12月	1月	2月	3月	4月 施行
			↔	↔				

公募期間 **答申、告示、周知期間**

第6章 参考資料

1 これまでの経緯

昭和 60 年 4 月 1 日 大分市及び佐賀関町について、大分県が環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号の規定に基づき騒音に係る環境基準（以下「騒音の環境基準」とする。）の地域の類型を当てはめる地域を指定した。

【大分県告示】

平成 9 年 3 月 1 日 大分市の騒音規制法及び振動規制法の規制地域の変更に伴い、大分県が当該指定地域を変更した。【大分県告示】

上記に伴い、大分県が騒音の環境基準の地域の類型を当てはめる地域を変更した。【大分県告示】

平成 9 年 4 月 1 日 大分市が中核市に移行した。

平成 11 年 4 月 1 日 騒音の環境基準の改正に伴い、大分県が地域の類型を当てはめる地域を指定した【大分県告示】

平成 16 年 3 月 1 日 大分市が騒音規制法及び振動規制法、大分市騒音防止条例に基づく区域の区分を変更した。

【大分市告示 43 号】

上記に伴い、大分県が騒音の環境基準の地域の類型を当てはめる地域を変更した。【大分県告示】

平成 16 年 3 月 16 日 大分市が新工場の立地に伴う騒音規制法及び振動規制法、大分市騒音防止条例に基づく区域の区分を変更した。【大分市告示 101 号、102 号】

上記に伴い、大分県が騒音の環境基準の地域の類型を当てはめる地域を変更した。【大分県告示】

平成 17 年 1 月 1 日 大分市に佐賀関町と野津原町が編入したことに伴い、大分市が騒音規制法及び振動規制法、大分市騒音防止条例に基づく区域の区分を追加した。【大分市告示 1081 号】

平成 17 年 2 月 22 日 大分市が騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める總理府令に基づき、環境基準との整合性を図るために自動車騒音の要請限度の区域の区分を変更した。【大分市告示 1180 号】

平成 17 年 7 月 27 日 大分県が平成 17 年 2 月 22 日に告示を廃止したことに伴い、大分市が騒音規制法及び振動規制法に基づく区域の区分を指定した。

【大分市告示 1515 号、1516 号、1517 号、1518 号、1519 号、1520 号】

平成 18 年 2 月 28 日 大分市が新工場の立地に伴う騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく区域の区分を変更した。

上記に伴い、大分県が騒音の環境基準の地域の類型を当てはめる地域を変更した。

【大分市告示 45 号、46 号、47 号、48 号】

平成 24 年 3 月 15 日 大分県が告示を廃止したことに伴い、大分市が騒音の環境基準の地域の類型を当てはめる地域を指定した。【大分市告示 143 号】

2 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定施設

(1) 騒音規制法

特定施設の種類
1 金属加工機械 <input checked="" type="checkbox"/> イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ハ 製管機械 <input type="checkbox"/> ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） <input type="checkbox"/> ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ト 煉造機 <input type="checkbox"/> チ ワイヤーフォーミングマシン <input type="checkbox"/> リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。） <input type="checkbox"/> ヌ タンブラー <input type="checkbox"/> ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械 <input type="checkbox"/> イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7 木材加工機械 <input type="checkbox"/> イ ドラムバーカー <input type="checkbox"/> ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ハ 碎木機 <input type="checkbox"/> ニ 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ホ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） <input type="checkbox"/> ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 振動規制法

特定施設の種類	
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
□ 機械プレス	
ハせん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
二 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）	
2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
□ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

(3) 大分市騒音防止条例

特定施設の種類	
1 金属加工機械	
ア 高速切断機	
イ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が2キロワット以上のものに限る。）	
2 圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。）	
3 粉碎機	
ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。）	
イ 穀物用製粉機（原動機の定格出力が3キロワット以上のものに限る。）	
4 木材加工機械	
ア 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が10キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
イ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が10キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
ウ かんな盤（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
5 合成樹脂成型加工機	
6 遠心分離機（直径が1メートル以上のものに限る。）	
7 石材引割機	
8 紙加工機械	
9 走行クレーン	
ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）	
イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）	
10 クーリングタワー（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
11 ブロックマシン	

3 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

(1) 騒音規制法

特定建設作業の名称	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打ち機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

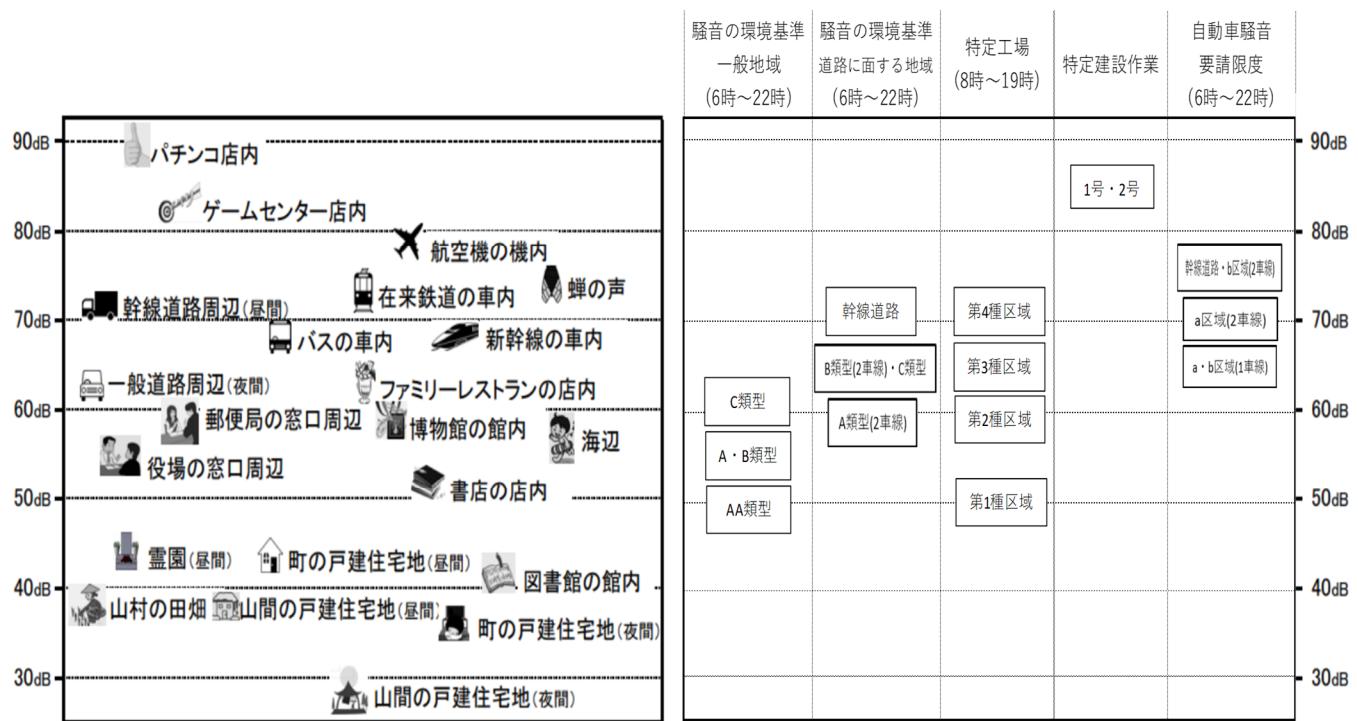
(2) 振動規制法

特定建設作業の名称	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

(3) 大分市騒音防止条例

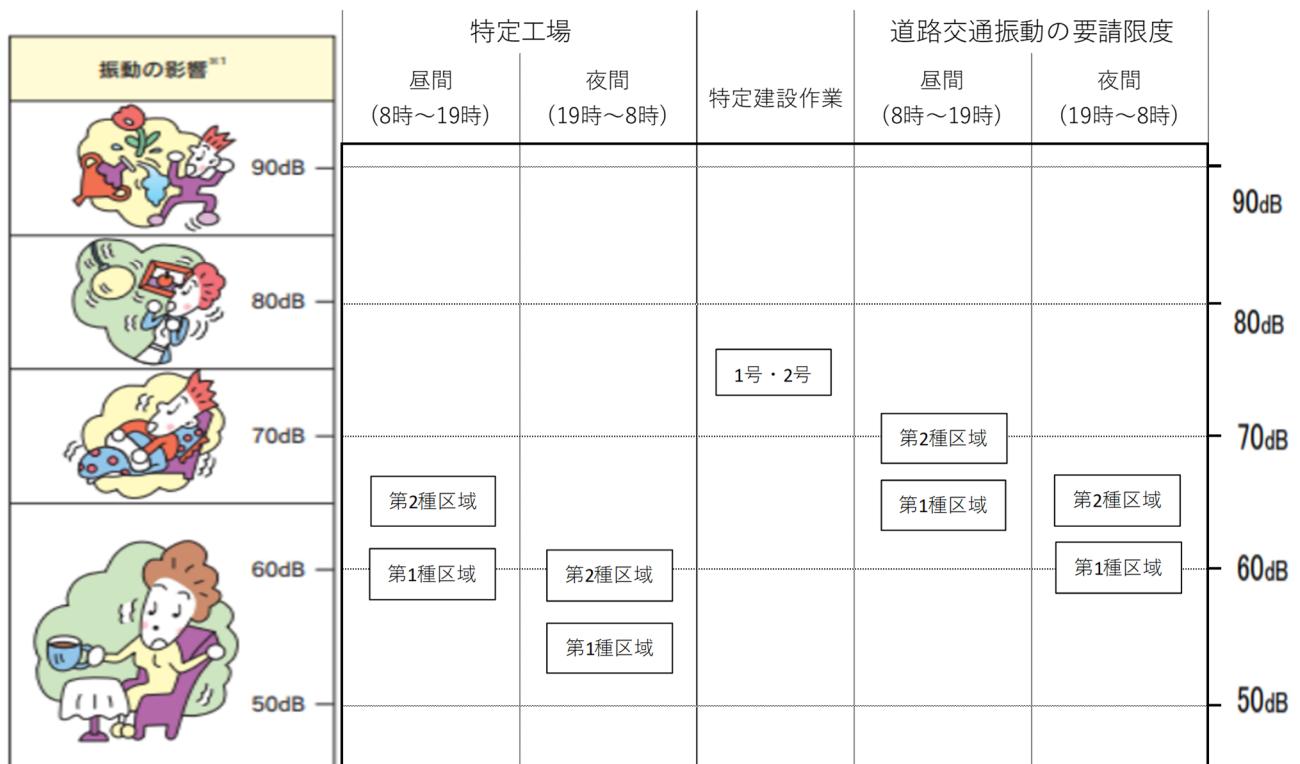
特定建設作業の名称	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機を使用する作業
3	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
4	鉄球を使用する解体作業
5	ディーゼル発電機を使用する作業（他の特定建設作業の動力として使用する作業を除く。）

4 騒音の目安



※ 全国環境研協議会 騒音小委員会から引用したものを加工

5 振動の目安



※1 東京都が公表している資料を引用したものを加工

※2 振動レベルは敷地境界付近での実測値したものを加工